

デジタルクリエイティブ人材育成 新規機関 プレ開設（国内クリエイティブ企業・教育機関との連携講座） 実施業務 仕様書

本仕様書は、「デジタルクリエイティブ人材育成 新規機関 プレ開設（国内クリエイティブ企業・教育機関との連携講座）実施業務」に関する基本的な仕様を定めたものである。

「4 業務の内容」に係る実施内容（ターゲットとする受講者層、講座の目的・受講により目指すゴール、講座内容、連携先講師候補、受講者募集・選考等）及び実施体制について具体的な提案を行うこと。

1 業務名

デジタルクリエイティブ人材育成 新規機関 プレ開設（国内クリエイティブ企業・教育機関との連携講座）実施業務

2 業務の目的

群馬県は、「群馬県産業振興基本計画（令和6年4月～令和10年3月）」において、2040年の目指すべき姿としてデジタル・クリエイティブ産業を新たな産業の柱に成長させることを掲げている。

デジタル・クリエイティブ産業の発展には、関連企業とそこで働く人材が地域に集積し、活躍し続けることができる環境、すなわち「エコシステム」の構築が必要である。そこで、群馬県ではデジタルクリエイティブ人材の育成に関する先進的な施策を展開している。具体的には、全国初となるデジタルクリエイティブに特化した人材育成拠点「tsukurun」（対象：小中高生）を開設し、さらに令和7年度にアルメニアの「TUMO センター」のプログラムを導入した「TUMO Gunma」（主な対象：中高生）を開設した。そして、それらに続く大学生世代以上（専門学校生・大学生、社会人等）を対象としたハイレベルな教育機関（以下「新規機関」という。）を最速で令和9年度下期に開設することを目指し、準備を進めている。

本業務は、新規機関の開設を見据え教育内容や運営方法の検討に活用することを目的に、国内のクリエイティブ関連企業や教育機関と連携し、プレ開設として開設後に近い形で短期講座を開催するものである。

なお、本業務のほか、プレ開設として、海外教育機関と連携した映画制作に関する講座、デザイン思考・ストーリーテリングに関する講座等を別途開催予定である。

<参考1> 新規機関 構想（事務局案）概要

（1） 教育ターゲット

教育内容及び受講者の主なターゲットは以下 2 つ。いずれも、専門学校・大学、実務等で一定の基礎を学んだ者を対象とし、新規機関はそれらの内容を補完・高度化するものである。当該業務は、主に【ターゲット①】を対象とする。

- ・【ターゲット①】は、デジタル・クリエイティブ産業の中核であるエンターテインメント業界における世界的活躍を目指すもの。対象分野は、映画・ドラマ、アニメーション、ゲームとし、産業界のニーズを踏まえ、海外へのビジネス展開を担えるプロデュース人材及び高度なスキルを持つクリエイターの両方を育成する。対象者は県内居住者のほか、県外居住者を含む。
- ・【ターゲット②】は、多様なバックグラウンドを持つ者がデジタルクリエイティブの基盤（デジタル技術、クリエイティブマインド、「ストーリー」）を学び自身のフィールドで新たな価値の創出を目指すもの。主たる受講者は、県内居住者を想定する。

（２）形態

新規機関は、前述のとおり専門学校・大学等を補完するものであり、利便性・柔軟性の観点からも学校教育法に定める教育機関にとらわれない（受講者が主たる所属先とは別に、自身が磨きたいスキルに応じて受講する、「塾」のようなイメージである。）。

（３）形式

オンライン開催とリアル開催を織り交ぜ、それぞれの長所を踏まえながら講座ごとに適した形式で実施する。ただし、実技等は県内でのリアル開催とし、受講者・講師等と群馬県の接点を設ける。

（４）開設に向けたスケジュール

令和 8 年度に詳細検討及びプレ開設として短期講座を複数開催し、そこで得られる知見を活かし最速で令和 9 年度下期の開設を目指す。

開設当初はコア講座を単発で開催し、徐々に質・量ともに充実させていき、開設 2 年後を目途に完成期に至る。運営が軌道に乗った後には、スクールの将来的な発展や運営方法に関する中長期的方針を検討する。

<参考 2> 群馬県ホームページ等

- ・ 群馬県産業振興基本計画：<https://www.pref.gunma.jp/page/635230.html>
- ・ tsukurun：<https://gunma-tsukurun.jp/>
- ・ TUMO Gunma：<https://tumogunma.jp/>

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務の内容

(1) 講座の企画

- ・ 下表に掲げる講座を企画すること。（講座ごとの日数、定員は提案による）追加で講座（追加講座、期間の延長等）を提案した場合は、事業者選定において評価を行う。
- ・ 具体的な講座内容（開催時期、開催時間、開催形式・場所、受講者数、講師）を提案すること。提案に当たっては、開催の確約（講師への依頼、会場予約等）は不要だが、一定の実現可能性がある内容とすること。
- ・ 国内クリエイティブ関係企業や教育機関等と積極的に連携し、講師は当該分野の第一線で活躍するプロフェッショナル及び教育機関教員等の外部講師に依頼することが望ましい。なお、提案に当たっては、受講者募集上の訴求力、将来的な連携継続可能性、群馬県における企業・人材集積への波及可能性の観点から、国内で高い評価又は知名度を有する複数の企業・教育機関等との連携を重視すること。日本語話者以外を講師とする場合は、通訳者又は通訳システム等を手配すること。ただし、海外機関と連携した講座は別に開催予定のため、当該業務では国内クリエイティブ企業・教育機関と連携することが望ましい。
- ・ 開催期間は、令和8年8月～令和9年3月上旬とする。周知期間やターゲット受講者（専門学校生・大学生、社会人）の生活スタイルを考慮し、なるべく多くの者が参加しやすい日時（平日夜間、土日、学生の長期休暇期間等）を設定すること。
- ・ 開催形式は、オンライン（その場合、受講者以外が視聴できないよう機密性のあるオンラインツールを提案し、委託費内で手配を行うこと。リアルタイム及びオンデマンドは問わない。）又は対面形式（その場合、会場はGメッセ群馬のいずれかの会議室を使用することを原則とし、機材・備品等を含めて委託費内で必要な手配を行うこと。）のいずれかを提案すること。
- ・ 講師や受講者間が親睦を深められるよう、なるべく講師や受講者間のネットワーキングを促進するため、交流会、講評会の設定等、実施可能な工夫を提案すること。
- ・ 実際の講座内容等は、受託者決定後に県と相談の上、決定する。
- ・ 受講者と企業・講師との継続的な接点形成、インターンシップ、制作・受託業務その他将来的な連携可能性につながる提案を行うことが望ましい。

分野	領域	主な内容 (想定)	講師 (想定)	日数/ 定員の目安
映像制作	クリエイター	3DCG 等に関しプロの視点から技術的なアドバイスをを行う	第一線で活躍するクリエイター等	提案による
アニメ	プロデューサー人材	海外へのアニメーション作品の展開を見据えたスキルに関する講義	第一線で活躍するプロデューサー等	
ゲーム	プロデューサー人材	海外へのゲーム作品の展開を見据えたスキルに関する講義	第一線で活躍するプロデューサー等	
映像制作 アニメ ゲーム	クリエイター プロデューサー人材	作品制作スキル等で社会課題解決に活かす実践的なワークショップ (例:交通安全でアプローチすべきターゲット層を絞り、効果的な注意喚起動画を制作する等)	クリエイティブな知見を社会課題解決やイノベーション創出に応用する知見を有する者	
映像制作 アニメ ゲーム	クリエイター プロデューサー人材	作品の制作及びプロデュースに活用できる学術的知見に関する講義	教育機関教員等	
			合計	25日/ 80名※

※1日あたり2時間程度以上の講座を基本とし、同日に別講座を開催することも可能（その場合は2日として扱う。）。人数は、各講座受講者の実人数の合計。

(2) 受講生の募集・選定

- ・ 応募フォーム等を作成し、受講者の募集を行うこと。概ね受講者定員の2倍程度の応募を目標とする。
- ・ 受講者募集に当たっては、必要に応じてチラシやポスター等を作成すること。
- ・ 受講生募集のための周知・情報発信方法等を具体的に提案すること（群馬県が運営するSNSや群馬県公式ウェブサイトを活用した情報発信以外のもの。）。
- ・ 意欲ある者が受講できるよう、受講者選定は先着順とせず、志望動機や講座の活用イメージの具体性による書類選考等を可能な限り行うこと。受講者の選定に当たっては、県とも相談すること。

(3) 講座の開催準備・運営

- ・ 講座内容の検討、講師（依頼・契約手続き、謝金等の支払いを含む。）、会場（設備・備品等を含む。）、オンライン受講環境の整備、資料の準備・印刷、受講者への連絡、受講者用飲料など、必要な準備を行うこと。
- ・ 受講生は一定の経験を有する者を想定することから、画像編集等に必要な機材等を受講生自身が手配することも可能とする。
- ・ 受講生から受講料を徴取し、必要に応じて領収書等を発行すること。受講料の金額や徴取方法は、群馬県と相談の上決定する。群馬県との契約において、受講料収入を委託費と相殺することで精算する。
- ・ 受講者の交通費・駐車場使用料や食費（講義会場での飲料・菓子等の軽食を除く。）・宿泊費は原則として受講者負担とする。
- ・ 講座開催日の受付、司会を担い、必要な人員を配置すること。

(4) 広報用素材の撮影

- ・ 群馬県において今後広報で利用することを想定し、対面講座開催時（4（1）表中の講座のうち3日程度）に専門の事業者等による映像・写真の撮影を行うこと。データ形式はmp4及びJPGとする。
- ・ 映像は編集を行う必要はなく、素材として納品すれば足りる。撮影した映像・写真の著作権は群馬県に帰属する。

(5) 受講者へのフォローアップ等

- ・ 新規機関の開設に向けた検討に活用するため、開催後に、受講者へのアンケート調査等を実施すること。質問項目等は群馬県と相談して決定する。
- ・ 受講者の学習成果の向上やネットワーキング構築のための追加の提案等があれば行うこと。特に、受講者が講座終了後に制作、企画提案、業務受託、共同プロジェクト、インターンシップその他の実践的な活動につながるよう、企業・講師等との接点形成に資するフォローアップ方策に関する提案があれば望ましい。

5 成果品の提出

以下の成果物を令和9年3月19日（金）までに提出すること。提出形式は電子データ（PDF、mp4、JPG等）とする。上記期限前に群馬県が当該時点での提出を求める場合もあるが、柔軟に対応すること。

- ・ 各講座の概要（講座内容、講師の略歴、参加者名簿、配布資料等）を記載した報告書
- ・ 広報用素材（容量が大きい場合は、HDD等に格納し提出）

6 その他

- (1) 受託者は、群馬県と十分な協議を行い、円滑に業務を実施すること。群馬県は、令和8年度に新規機関の開設に向けた詳細検討(カリキュラム・講師等)を別途行っており、詳細検討との連携を意識しながら業務を進めること。
- (2) 業務を効果的に推進するため、受託者はあらかじめ群馬県の承諾を得て業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。
- (3) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。
- (4) 受託者は、個人情報等を厳重に管理し、データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たらなければならない。また、受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。